

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

**小規模企業振興基本計画  
(第Ⅲ期)  
事務局案**

令和 7 年 ● 月

目次

はじめに

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

- 1. 現状認識 . . . . . ●
- 2. 基本的考え方 . . . . . ●
- 3. 4つの目標 . . . . . ●
  - (1) 需要を見据えた経営力の向上
  - (2) 経営資源の有効活用、人材の育成・確保
  - (3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進
  - (4) 支援体制の整備その他必要な措置

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（15の重点施策）

- 1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策 . . . . . ●
  - (重点施策1) 経営者のリテラシー向上
  - (重点施策2) 経営計画の策定
  - (重点施策3) 需要開拓・新事業展開
  - (重点施策4) 取引適正化対策
- 2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策 . ●
  - (重点施策5) 起業・創業
  - (重点施策6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ
  - (重点施策7) 多発する大規模災害等への対応
  - (重点施策8) 事業継続力の強化
  - (重点施策9) 人手不足対応、人材の育成・確保
- 3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策 . . . . . ●
  - (重点施策10) 地域経済の活性化
  - (重点施策11) 地域の生活・コミュニティの活性化
  - (重点施策12) 地域課題解決の推進

- 1 4. 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策・・・●  
2 (重点施策13) 支援機関の体制・連携強化  
3 (重点施策14) 国と地方公共団体との連携強化  
4 (重点施策15) 手続きの簡素化・施策情報の提供

5

6 **第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推**  
7 **進するために必要な事項**

- 8 1. 地方公共団体の責務  
9 2. 小規模事業者の努力等  
10 3. 関係者相互の連携及び協力

11

## 1 はじめに

2 平成26年10月、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94  
3 号）（以下「基本法」という。）に基づき、小規模事業者<sup>1</sup>の振興に関  
4 する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「小規模企業振興  
5 基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。

6 基本計画については、基本法第13条第5項において「小規模企  
7 業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施  
8 策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を変  
9 更する」と規定されている。

10 令和6年には、令和元年に実施された基本計画の変更からおおむ  
11 ね5年が経過したことから、基本法第13条第6項の規定に基づ  
12 き、基本計画の変更について、令和6年7月19日に経済産業大臣  
13 より中小企業政策審議会に諮問がなされた。

14 これを受け、中小企業政策審議会では、実質的な議論を「中小企  
15 業・小規模事業者政策基本問題小委員会（植田浩史委員長）」で実  
16 施することとし、同小委員会にて議論を行ってきた。

17 当該議論の結果を踏まえ、今般、基本計画を変更し、新たな5年  
18 間の計画を開始するとともに、国、地方公共団体、独立行政法人中  
19 小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）、中  
20 小企業に関する団体その他関係者が相互に連携を図り、協力するこ  
21 とにより、小規模事業者の振興に関する施策があまねく全国におい  
22 て、効果的・効率的に実施されるよう努めることとする。

23

---

<sup>1</sup> 基本計画では、中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条第1項に基づく「小規模事業者」の概念を合わせて「小規模事業者」と定義する。具体的には、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人（宿泊業、娯楽業は除く））以下の事業者をいい、個人事業主やフリーランスも含まれる。

## 1 第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

2 基本法第13条第2項第1号の規定に基づき、「小規模事業者の  
3 振興に関する施策についての基本的な方針」について、以下のとお  
4 り定める。

### 6 1. 現状認識

7 中小企業・小規模事業者は、雇用の約7割・付加価値額の約5割  
8 を占める経済・社会の核心的存在であり、小規模事業者は、そのう  
9 ちの8割を超える約285万者<sup>2</sup>を占めている。人口密度が低い地方  
10 部ほど、小売業等地域生活を支える小規模事業者が多く存在し、地  
11 域のお祭り・イベント等広く地域活動に参加するなど地域にとって  
12 小規模事業者が欠かせない存在となっている。また、4～5割の地  
13 域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じてお  
14 り、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても、小  
15 規模事業者への期待は大きくなっている。

16 令和元年に実施された基本計画の変更以降、我が国においては、  
17 「新型コロナウイルス感染症の流行」「ウクライナ情勢が緊迫化す  
18 る中での原油・原材料価格の高騰」「自然災害の頻発化・甚大化」  
19 等、小規模事業者の事業活動へ大きな影響を与えた5年間であっ  
20 た。

21 現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、設備投  
22 資額は、令和5年度に過去最高水準の伸びを記録した前年度に次ぐ  
23 水準の伸びを記録し、平成3年以来の100兆円を突破。賃上げ  
24 も、令和6年の春季労使交渉では5.1%と33年ぶりの高い伸び  
25 を達成した。まさに「潮目の変化」の今、長年続いたデフレ構造か  
26 ら新しい経済ステージへと移行できるか否かの正念場となってい  
27 る。

---

<sup>2</sup> 経済センサスでは、フリーランス、SOHO等の外観で把握困難な事業所を補足することが難しい。このため、税務統計と差が生じている。  
税務統計上は、営業等所得がある個人≒個人事業主数は412万（令和3年国税庁統計「申告所得税」）

1 特に、製造業の国内回帰、インバウンド含む観光消費の拡大、農  
2 林水産を含む輸出拡大など、地域経済の活性化に向けた大きな動き  
3 が見られる中、それらを支える飲食・宿泊等のサービス業や卸・小  
4 売業の約6割を占める小規模事業者の存在が欠かせない状況となっ  
5 ている。

6 一方、小規模事業者の経営を巡る環境は、前述の「大幅な賃上  
7 げ」のほか、「全国での急激な少子高齢化・人口減少による地方経  
8 済への影響」「経営者の高齢化・後継者不足」「構造的な人手不足」  
9 「原材料・エネルギーコスト等の上昇」「50年ぶりの円安水準」  
10 「日銀のマイナス金利政策からの転換」「DXの進展」「カーボンニ  
11 ュートラル・GXの重要性の高まり」など、急速かつ大規模な変化  
12 を遂げつつある。

13 ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源に乏しい小規模事業者  
14 が、こうした事業環境の変化を踏まえながら販路開拓やマーケティ  
15 ング、人手不足、資金繰りといった経営課題に単独で対応していく  
16 ことは極めて困難であることから、支援機関による伴走支援は一層  
17 その重要性を増している。特に、地域に根ざし、比較的規模の小さ  
18 い事業者を中心に支援を行っている商工会・商工会議所は、小規模  
19 事業者にとって身近で重要な存在である。商工会・商工会議所の経  
20 営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費について  
21 は、三位一体の改革や地方分権改革の流れを受け、都道府県に財源  
22 ごと移譲され、人口減少に伴い基準財政需要額が減少する中におい  
23 ても、商工会・商工会議所に対する財源の配分割合は総じて大きく  
24 減少せず、地域の実情を踏まえながら措置されている。

25 しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境や抱える課題が多様  
26 化・複雑化することにより、経営指導員の業務が質・量ともに急増  
27 し、結果として人件費等の絶対額が不足している状況にある。こう  
28 した状況が引き金となり、人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が  
29 顕在化し、従来型の支援体制での対応が困難となっており、支援体  
30 制の強化が喫緊の課題となっている。

1 また、令和6年能登半島地震をはじめとして、我が国は、近年相  
2 次ぐ自然災害に見舞われており、こうした自然災害は全国どこでも  
3 起こりうるものとなっている。新型コロナウイルス感染症といった  
4 感染症やサイバー攻撃等による被害も発生しており、こうした状況  
5 は、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたら  
6 している。

## 7 8 **2. 基本的考え方**

9 こうした時代の転換点にあっては、過去の延長で日々の経営を続  
10 けていく従来型のビジネスモデルでは立ち行かなくなる可能性が高  
11 い。事業の拡大を目指す意欲的な小規模事業者はもとより、事業を  
12 持続し地域を支え続ける小規模事業者においても賃上げを実現し、  
13 金利等のコストを負担していくためには、時代の変化に応じてこれ  
14 まで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。そして、今日、そ  
15 の前提として何より求められるのが、近年急速に技術進歩を重ねて  
16 いるデジタル力である。

17 これらの取組は、経営環境の厳しい小規模事業者にとってハード  
18 ルが高く見えるかもしれないが、小規模事業者の特性、強みを十分  
19 に発揮できれば、むしろ時代の転換点は「稼ぐ力」を高める好機と  
20 なり、小規模事業者の「経営の自走化」を進めることで、事業の拡  
21 大や持続的発展、地域の稼ぐ力の強化・地域経済の成長発展への好  
22 循環へとつながることとなる。

23  
24 (小規模事業者の特性、強みについて)

25 一般に小規模事業者は、経営方針や事業規模、業種等の面で多種  
26 多様であること、相対的に規模が小さく、大企業では対応できない  
27 ような高付加価値でも少量の製品・商品・サービスの供給も可能で  
28 あることから、取引先や消費者の多様なニーズにきめ細かに対応  
29 し、バラエティ豊かな製品・商品・サービスを提供することがで  
30 き、そして新たなニーズを喚起することができる。地域とのつなが  
31 りも強く、生活インフラや商業インフラ等の基盤サービスを提供す

1 るとともに、地域の企業や住民の多様なニーズをくみ取り、それに  
2 応じた付加価値の高い製品・商品・サービスも提供し、個性豊かな  
3 地域社会の形成にも寄与することができる。

4 さらに、SNS等のウェブメディアの発達により、テレビ等のマ  
5 スメディアによらず、消費者が自分の関心のある情報に簡単にアク  
6 セスできるようになった結果、大企業でなくとも製品・商品・サー  
7 ビスに関する情報発信を適切に行えるようになり、小規模事業者の  
8 強みを一層生かしやすい状況となっている。

9 そして、小規模事業者は、所有と経営の一致という特性により、  
10 迅速な意思決定ができることから、ニーズに対応した戦略転換が容  
11 易であり、長期を見据えた行動が可能である。また、小規模事業者  
12 の有する経営資源を次世代に引き継ぎ、社会全体で有効に活用する  
13 ため、新陳代謝の円滑化を進める必要がある。

14 既に6割以上の小規模事業者が、地域の社会課題解決に向けたま  
15 ちづくりや産業振興、安全・安心、環境保護、福祉・教育といった  
16 分野の課題解決に取り組んでいる。社会の価値観の変化や、地方自  
17 治体のリソース不足のなかで、地域とのつながりが強い小規模事業  
18 者に対する期待は今後更に高まると想定され、地域を支える担い手  
19 として、小規模事業者の社会的意義をまた再認識する必要がある。

20  
21 (新たな需要が喚起される分野について)

22 今後需要が伸びゆく分野のひとつとして、グローバルな中間層の  
23 拡大とその余暇時間の充足先として、デジタルだけでは実現できな  
24 い体験価値のニーズが高まり、移動コストの低下等と相まって、イ  
25 ンバウンド需要が大きく高まっている点が挙げられる。観光、食、  
26 農林水産業、文化、伝統等は、国や地域に固有の体験価値を提供で  
27 きる分野であり、国外の需要が大きく増加し、外貨獲得の絶好の機  
28 会となる。

29 特に小規模事業者は、こうした体験価値を生み出す地域資源をよ  
30 く認識しており、前述した顧客ニーズへのきめ細かな対応が可能と  
31 いう強みを生かし、地域の体験価値を最大限引き出し、観光客等の

1 国内外の顧客に対して多様で魅力的なコンテンツや体験、製品・商  
2 品・サービスを提供・発信することが求められる。

3 また、時代や社会の成熟度の変遷に伴って人々の価値観が変化す  
4 る中で、新たな需要も創出される。具体的には、SDGsの浸透や  
5 若い世代の社会進出により、個人の経済的利益ではなく、社会課題  
6 の解決に効用を見出す層が増加しつつあり、社会課題解決に資する  
7 企業行動への需要も増加しているため、事業を通じて地域課題解決  
8 を図る取組を進める必要がある。

9

10 (需要を見据えた経営力の向上について)

11 小規模事業者は、こうした新たな需要が喚起される分野や急激な  
12 事業環境変化が自社の経営に与える影響等を適確に把握した上で、  
13 多様なニーズに対応した付加価値をきめ細かに提供できるよう、経  
14 営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展につなげることが求めら  
15 れる。そのためには、経営者が経営に必要なリテラシー（経営戦  
16 略・会計・マネジメント・知的財産・IT等）を高めていくとともに  
17 に、経営者自らが将来の経営計画を策定する必要があり、具体的  
18 は、経営者のビジョンを文字化することで、社内外における共有を  
19 可能にし、経営計画に落とし込む過程において、外部環境や自社の  
20 強み・弱み、経営課題等についての分析を行うプロセスを経ること  
21 により、経営の自走化を目指す必要がある。

22

23 (支援機関の体制・連携強化について)

24 こうした小規模事業者の経営の自走化にあたっては、支援機関、  
25 特に商工会・商工会議所による手厚いサポートがより一層重要な役  
26 割を果たすこととなるが、前述のとおり、支援体制の強化が喫緊の  
27 課題となっている。このため、経営指導員等の人件費や商工会館の  
28 施設整備費等の事業費の確保に努めながら、デジタルツールの活  
29 用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率  
30 化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の  
31 充実を図っていく必要がある。

1 また、個々の事業者の経営戦略に加え、地域の経営戦略を進める  
2 ことも重要であることから、小規模事業者にとって身近な存在であ  
3 る商工会・商工会議所だけでなく、地方公共団体、中小企業基盤整  
4 備機構、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、都道府県等  
5 中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援セ  
6 ンター、中小企業活性化協議会、金融機関等が相互に緊密に連携  
7 し、地域で総力を挙げて取り組む必要がある。

8  
9 (自然災害等への対応と事業継続力の強化について)

10 近年、頻発化・激甚化する自然災害からの復旧・復興にあたって  
11 は、原則として事業者による自助努力が求められるものの、小規模  
12 事業者ほど事業の再建が困難となることから、早期の復旧・復興に  
13 向けて、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援が求  
14 められる。

15 また、被害の軽減や早期の復旧を図るためには、自然災害はもと  
16 より、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上  
17 で、平時から事業継続のための取組を講じておくことが重要であ  
18 り、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

### 20 **3. 4つの目標**

21 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条並びに基本法  
22 第3条及び第4条の規定に基づき、同法第6条各号の規定に基づく  
23 4つの「基本方針」を踏まえた4つの目標について、以下のとおり  
24 引き続き踏襲する。

#### 26 **(1) 需要を見据えた経営力の向上**

27 一経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成  
28 長発展一

29 経営に必要なスキル・知識は、経営戦略・会計・マネジメン  
30 ト・知的財産・IT・意思決定力・実践力など多岐にわたる  
31 が、経営者によって得手・不得手があり、また必要なものも異

1 なることから、小規模事業者が仲間とともに学び合う環境を提  
2 供するとともに、必要となるリテラシーを高めていくための取  
3 組を進め、経営者自身の自己変革への挑戦を促していく。

4 こうした取組を経て、小規模事業者自らが経営計画を策定し  
5 ていくことが望ましいが、対応が困難な者に対しては、商工  
6 会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を通じ、策定を  
7 促していく。

8 また、販路開拓・マーケティングについては、多くの小規模  
9 事業者が重要と考える経営課題であることから、引き続き、お  
10 う盛なインバウンド需要や国外需要の取り込みも意識した商談  
11 会や展示会、即売会への出展、ECサイトを通じた販路開拓等  
12 を促進する。そして、経営者の意識改革、経営計画の策定、販  
13 路開拓・マーケティングといった一連の取組を踏まえ、「経営の  
14 自走化」を目指す事業者が、更なる取組として、自らの製品・  
15 商品・サービスの付加価値を高めながら、新たな価値を生むこ  
16 とで新事業を創出すること、既存事業を革新すること、それら  
17 の事業を展開することを促進する。

18 さらに、小規模事業者がその特性や強みを活かして提供する  
19 付加価値に適切な価格が設定されなければ、経営者の努力が稼  
20 ぐ力の向上に結びつかず、好循環は実現しないことから、サブ  
21 ライチェーン全体で構造的に価格転嫁を定着させる等、取引適  
22 正化を図るための取組を進める。

23 加えて、経営基盤の強化に向けて、地域の小規模事業者同士  
24 が連携した営業協力や共同調達、持ち株会社化等による事務集  
25 約や戦略立案の高度化など、業種や地域の特性に応じた工夫に  
26 による生産性向上も促進し、「共助」の取組を強化していく。

## 28 (2) 経営資源の有効活用、人材の育成・確保

29 ー新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対応、人材の  
30 育成・確保ー

1 小規模事業者は、所有と経営の一致という特性により、迅速な  
2 意思決定ができる一方で、経営資源に乏しい小規模事業者ほど、  
3 事業承継が進まない傾向や、頻発化・激甚化する自然災害に対し  
4 て事業継続が困難な傾向にある。経営資源の散逸や毀損を防ぎ、  
5 経営資源を有効に活用するため、新陳代謝の円滑化や事業継続力  
6 の強化を促進していく。

7 働き手の自律性や主体性の変化、ダイバーシティ・多様な働き  
8 方の進展、キャリアを通じた自己実現、テレワーク・リモートワ  
9 ークの普及など、働くことに対する意識や価値観の変化・働き方  
10 の多様化を踏まえ、また地域の産業振興や雇用増大、人口流出に  
11 歯止めをかける観点から、地域における起業・創業を進める。第  
12 三者の事業承継は、経営資源を引き継いだ形での創業、いわゆる  
13 第二創業にもつながるため、こうしたマッチング支援も進めてい  
14 く。

15 また、経営者の高齢化や後継者不足の中で、小規模事業者の有  
16 する経営資源を次世代に引き継ぎ、社会全体で有効に活用してい  
17 くなど経営資源の散逸を回避していく観点や、経営者の交代によ  
18 る経営変革を実現し、生産性・経営力の向上につなげる契機とす  
19 る観点から、親族内・第三者承継等を問わずに事業承継を積極的  
20 に推進するとともに、事業の継続が見込まれない場合には、事業  
21 の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向  
22 けた環境を整備する。

23 さらに、近年、頻発化・激甚化する自然災害からの復旧・復興  
24 にあたっては、事業者による自助努力を原則としつつ、引き続  
25 き、国・都道府県・市町村と一体となった災害復旧を進める。

26 加えて、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含  
27 め、被害の軽減や早期復旧を図るためには、平時から事業継続の  
28 ための取組を講じておくことが重要であり、経営者が経営計画の  
29 一部に取り入れて運用していくことや、経営者の意識レベルに応  
30 じた支援等、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく。

1       そして、人材確保をコストではなく、未来への投資と捉え、賃  
2       上げや従業員一人一人が潜在力を十分に発揮するための環境整備  
3       に挑戦することが重要。このため、人手不足対策として、省力化  
4       投資により業務効率化を図りつつ、生産性向上や取引の適正化と  
5       いった賃上げ原資を確保するための取組を進めていく。また、経  
6       営戦略と人材戦略を一体的に推進し、多様な人材の確保・育成を  
7       行うための取組を促進する。

### 9       **(3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進**

10      ―地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化―  
11      地域のブランド化を促進し、外部からの需要を取り込むため、  
12      特産品や観光資源の開発、それらの販路開拓といった攻めの取組  
13      に加え、地域団体商標を活用した地域ブランドの保護等の守りの  
14      取組を促進する。

15      また、小規模事業者の集合体で「共助」の枠組みを持ち、地域  
16      経済の活性化や地域の生活・コミュニティを支える上で重要な役  
17      割を担っている組合や商店街等が行う、地域住民の生活の利便性  
18      を高める取組を促進する。

19      さらに、社会の価値観の変化や地方公共団体のリソース不足の  
20      中で、地域とのつながりが強い小規模事業者に対しては、地域の  
21      課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても期待が高まっ  
22      ており、小規模事業者の社会課題解決につながる事業への参画を  
23      更に促すための取組を促進する。

### 25      **(4) 支援体制の整備その他必要な措置**

26      ―支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の  
27      簡素化―

28      商工会・商工会議所における支援体制を強化するため、①経営  
29      指導員等の拡充と質の確保、②デジタルツールの活用、ナレッ  
30      ジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、③広  
31      域的な支援体制の構築、④多様な支援機関（中小企業基盤整備機

1 構、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合  
2 連合会、都道府県等中小企業支援センター、よろず支援拠点、事  
3 業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、金融機関  
4 等) 同士の連携、⑤「早期相談・早期支援」体制の構築、⑥経営  
5 支援の拠点となる商工会館の整備を強化し、小規模事業者の支援  
6 体制の充実を図っていく。

7 また、各地での小規模事業者支援の底上げのため、小規模事業  
8 者支援を行う地方公共団体へ支援を進めるとともに、国及び地方  
9 公共団体における知見・ノウハウの共有を図る観点から、情報共  
10 有・情報交換等の連携強化を図る取組を進めて行く。

11 さらに、小規模事業者の負担を少しでも軽減する観点から、申  
12 請書類・手続の簡素化・合理化について不断の見直しを図る。併  
13 せて、支援施策が全国の小規模事業者に十分に行き渡っていない  
14 状況を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援  
15 を中心に、会員・非会員関係なく、これまで以上に必要な情報を  
16 現場に届けるよう促していく。

17

## 第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（15の重点施策）

基本法第13条第2項第2号の規定に基づき、「小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」について、以下のとおり定める。

前述する現状認識及び基本的考え方並びに基本法第5条及び中小企業基本法第8条及び基本法第6条の規定に基づき、4つの目標の実現に向け、政府は15の重点施策を実施する。これら政策の実施にあたっては、同法第10条の規定に基づき、小規模事業者の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じ、経済社会情勢の変化に応じてそれらを充実していくことが重要である。

### 1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策

中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第1号の規定に基づき、政府が以下の施策を実施することにより、小規模事業者の需要を見据えた経営力の向上を図る。

#### （重点施策1）経営者のリテラシー向上

- ・ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（以下「小規模事業者支援法」という。）に基づき経済産業大臣が認定する経営発達支援計画（以下「認定経営発達支援計画」という。）に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（経営者向けのセミナー開催等）への支援を講じる。
- ・ 中小企業大学校において、経営者や経営幹部等に対し、事例等を活用した座学による講義に加え、自社の経営データを用いた演習を通じて、自社が抱える経営課題の解決につながる実践的かつ現場に即した研修を実施する等の措置を講じる。

- 1       • 中小企業等の知財経営リテラシーを向上させるため、特許  
2       庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以  
3       下「工業所有権情報・研修館」という。）、日本弁理士会、日  
4       本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を活用  
5       し、セミナー開催や専門家派遣等の措置を講じる。

## 7       **（重点施策2） 経営計画の策定**

- 8       • 商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援を受けなが  
9       ら自ら経営計画を策定して取り組む小規模事業者の販路開拓  
10      等への支援を講じる。
- 11     • 商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援を受けた小  
12      規模事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融  
13      資の支援を講じる。
- 14     • 認定経営発達支援計画及び都道府県知事が認定した事業継続  
15      力強化支援計画（以下「認定事業継続力強化支援計画」とい  
16      う。）に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（経営計  
17      画や経営革新計画、事業継続力強化計画の策定支援）への支  
18      援を講じる。
- 19     • 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経  
20      営革新計画の認定や、認定事業者に対して信用保険の保証限  
21      度額の別枠化、株式会社日本政策金融公庫による低利融資等  
22      の措置を講じる。
- 23     • 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画制度につ  
24      いて、中小企業基盤整備機構をはじめ、地方公共団体や中小  
25      企業に関する団体等と連携しつつ更なる普及促進を図るとと  
26      もに、事業者が自社のリスク等を正確に認識し、経営計画と  
27      一体となって経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」へ  
28      の対策を適切に盛り込んだ実効性の高い計画の策定と継続、  
29      見直しに向けた取組への支援を講じる。

### 1 (重点施策3) 需要開拓・新事業展開

- 2 ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援を受けなが  
3 ら自ら経営計画を策定して取り組む小規模事業者の販路開拓  
4 等への支援を講じる。
- 5 ・ 複数の小規模事業者が参画して行う商品・サービスのデザイ  
6 ン改良・ブランディング支援や、生産性・供給体制の向上支  
7 援、展示販売会・商談会等を通じた参画事業者の販路開拓支  
8 援を講じる。
- 9 ・ 小規模事業者の製品・商品・サービス等を商工会・商工会議  
10 所が発掘し、全国商工会連合会・日本商工会議所が全国的に  
11 展開する販路開拓イベント等への支援を講じる。
- 12 ・ 輸出に関心のある小規模事業者の掘り起こしや専門家による  
13 伴走支援、展示会・商談会・越境E C等を活用した海外販路  
14 開拓等の支援を講じる。
- 15 ・ 地域の支援機関による小規模事業者への新たな取引先の開  
16 拓・マッチング・テストマーケティングの機会の提供等に対  
17 して支援を講じる。
- 18 ・ 特許権等の保護・活用のため、特許庁による特許料等の減免  
19 や、工業所有権情報・研修館による相談対応等の措置を講じ  
20 る。
- 21 ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施  
22 する取組（小規模事業者同士が連携した営業連携・共同経営  
23 や持ち株会社化等によるバックオフィス業務の共通化等への  
24 支援）への支援を講じる。
- 25 ・ 生産性向上に資する革新的な製品・商品・サービスの開発や  
26 海外事業を行う小規模事業者による設備投資等への支援を講  
27 じる。
- 28 ・ 企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すため、  
29 既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への新規参入  
30 にかかる設備投資等の支援を講じる。

31

#### 1 (重点施策4) 取引適正化対策

- 2 ・ 原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、小  
3 規模事業者の取引環境の改善を図るため、下請代金支払遅延  
4 等防止法（以下「下請法」という。）の厳正な執行や相談窓口  
5 の運営、毎年3月、9月の「価格交渉促進月間」の設置とフ  
6 ォローアップ調査の実施、下請Gメンによる取引実態の把握  
7 等の取引適正化に向けた措置を講じる。
- 8 ・ コストの上昇状況等、価格転嫁が必要となる理由を明確に示  
9 すことをはじめ、小規模事業者がしっかりと価格交渉の準備  
10 を行うことができるよう、全国のよろず支援拠点における価  
11 格転嫁サポート窓口の設置、受注者における価格交渉のポイ  
12 ントをまとめたリーフレットの公表や価格交渉の根拠材料と  
13 して有用なデータの整備等の措置を講じる。
- 14 ・ 「知財経営支援ネットワーク」の参加機関と知財Gメンとの  
15 情報共有を促進し、知財取引の実態把握を進めるとともに、  
16 「知的財産取引に関するガイドライン」の普及等の措置を講  
17 じる。
- 18 ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5  
19 年法律第25号）の着実な執行に加え、フリーランス取引の実  
20 態調査、相談対応等の措置を講じる。

#### 22 **2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策**

23 中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第2号の規定に基づ  
24 き、政府が以下の施策を実施することにより、経営資源の有効活  
25 用、人材の育成・確保を図る。

#### 27 (重点施策5) 起業・創業

- 28 ・ 起業等の支援に取り組む自治体に対し、産業競争力強化法  
29 （平成25年法律第98号）に基づく創業支援等事業計画の策  
30 定支援を講じ、自治体や商工会、商工会議所、金融機関等  
31 による地域における創業支援体制の整備を図る。

- 1       • 特定創業支援等事業による支援を受けた創業者に対し、地域  
2       の雇用や産業を支える創業間もない小規模事業者等が取り組  
3       む販路開拓等への支援や、登録免許税の軽減、株式会社日本  
4       政策金融公庫による低利融資等の措置を講じる。
- 5       • 中小企業基盤整備機構による、起業・創業に関する教育支  
6       援、地域における創業支援事業に対する協力、創業機運の醸  
7       成及び地域への波及に向けた経営者のロールモデルの発信等  
8       の措置を講じる。
- 9       • 第三者の個人による事業承継は、経営資源を引き継いだ形で  
10      の創業、いわゆる第二創業にもつながるため、事業承継・引  
11      継ぎ支援センターに設置する「後継者人材バンク」におい  
12      て、創業を目指す起業家と後継者不在の小規模事業者のマッ  
13      チング支援等の措置を講じる。

#### 15       **(重点施策6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ**

- 16      • 事業承継税制の活用を促すこと等により、円滑な事業承継を  
17      推進するとともに、後継者や後継者候補による事業承継を契  
18      機とした新しい取組等への支援を講じる。
- 19      • 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、中小企業支援団体  
20      や地域金融機関、地方自治体等と連携し、プッシュ型の事業  
21      承継診断により事業承継の気づきを促すとともに、事業承継  
22      計画の策定支援や、後継者不在の小規模事業者と事業の譲受  
23      を希望する事業者等とのマッチング支援等の措置を講じる。
- 24      • 安心してM&Aに取り組むことができるよう、2024年8月に  
25      改訂した「中小M&Aガイドライン」の周知徹底等の措置を  
26      講じる。
- 27      • 経営不振等の際に、事業再構築、M&A、廃業等を早期に相  
28      談できるよう、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活  
29      性化協議会、よろず支援拠点の3機関連携の深化等の措置を  
30      講じる。

- 1     • 中小企業基盤整備機構が運営する、小規模事業者の生活の安定  
2     や事業の再建を図る退職金制度である小規模企業共済制度  
3     の整備等の措置を講じる。
- 4     • 中小企業活性化協議会による、収益力改善・事業再生・再  
5     チャレンジに関する相談受付、課題解決に向けたアドバイスの  
6     実施、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について外  
7     部専門家を含めた個別支援チームによる再生計画の策定支  
8     援、事業継続が困難な企業について経営者保証ガイドライン  
9     に基づく保証債務の整理を通じた再チャレンジ支援等の措置  
10    を講じる。

### 11

#### 12 **(重点施策7) 多発する大規模災害等への対応**

- 13    • 大規模災害発生時において、金融機関や商工団体等に特別相  
14    談窓口を設置、被災小規模事業者からの経営・金融相談等に  
15    対応する等の措置を講じる。
- 16    • 被災した事業者における被害状況の把握のため、被災地の商  
17    工会・商工会議所の職員や経済産業局からの応援要員による  
18    被害状況調査を実施する。また、被災した事業者の事業再建  
19    を支援するため、必要に応じて、全国から被災地の都道府県  
20    商工会連合会・商工会・商工会議所に職員・専門家等を派遣  
21    し、相談対応を強化するための支援を講じる。
- 22    • 被災した中小・小規模事業者等の早期復旧の実現のため、地  
23    方公共団体と連携しつつ、災害規模に応じた施設・設備の復  
24    旧の取組への支援を講じる。
- 25    • 災害規模に応じ、事業の再建に向けた経営計画を自ら策定  
26    し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路回  
27    復や販路開拓への支援を講じる。
- 28    • 災害規模に応じ、商工会・商工会議所の経営指導員による伴  
29    走支援を受けた被災小規模事業者に対し、株式会社日本政策  
30    金融公庫による低利融資の支援を講じるとともに、小規模企

1 業共済制度において、低利子又は無利子の貸付けを実施する  
2 等の支援を講じる。

### 4 **(重点施策8) 事業継続力の強化**

- 5 ・ 事業継続力強化計画制度について、中小企業基盤整備機構を  
6 はじめ、地方公共団体や中小企業に関する団体等と連携しつ  
7 つ更なる普及促進を図るとともに、事業者が自社のリスク等  
8 を正確に認識し、経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情  
9 報」への対策を適切に盛り込んだ実効性の高い計画の策定と  
10 継続、見直しに向けた取組への支援を講じる。
- 11 ・ 認定事業継続力強化支援計画に基づいて商工会・商工会議所  
12 が実施する取組（事業継続力強化計画の策定支援、計画策定  
13 後の取組、見直し状況のフォローアップ、認定経営発達支援  
14 計画に基づく経営計画策定の伴走支援と一体的な支援、中小  
15 企業基盤整備機構による支援との連動等）への支援を講じ  
16 る。

### 18 **(重点施策9) 人手不足対応、人材の育成・確保**

- 19 ・ 人手不足対応に資する省力化投資の取組への支援を講じる。
- 20 ・ 中小企業基盤整備機構による、相談窓口の設置や中小企業ビ  
21 ジネス支援サイト「J - N e t 2 1」における人手不足解決  
22 の事例や支援策等に関する情報発信等の措置を講じる。
- 23 ・ 労働生産性の向上を目的として、業務効率化やD Xの推進、  
24 サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向  
25 けたI Tツール導入の支援を講じる。
- 26 ・ 民間事業者等が地域企業群や関係機関（地方公共団体・経営  
27 支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材  
28 確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組への支援を  
29 講じる。
- 30 ・ 経営戦略と人材戦略を一体的に推進する「中小企業・小規模  
31 事業者人材活用ガイドライン」の活用の促進や、自社が抱え

1 　　る経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や  
2 　　職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検  
3 　　討・策定・実行のための取組を推進する等の措置を講じる。

4 　　・ 賃上げ原資を安定的に確保するため、取引適正化や生産性の  
5 　　向上に向けた取組への支援を講じる。

6 　　・ プロフェッショナル人材戦略拠点等による、地域企業と経営  
7 　　人材とのマッチングを通じた人材確保の措置を講じる。

8 　　・ 上記人材マッチングを促進するため、中小企業基盤整備機構  
9 　　に人材確保の専門家を設置し、プロフェッショナル人材戦略  
10 　　拠点との連携強化等の措置を講じる。

### 11 12 **3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点** 13 **施策**

14 　　中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第3号の規定に基づ  
15 　　き、政府が以下の施策を実施することにより、地域経済の活性化、  
16 　　地域住民の生活向上・交流促進を図る。

#### 17 18 **(重点施策10) 地域経済の活性化**

19 　　・ 商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品や  
20 　　観光資源の開発及びその販路開拓等の事業への支援を講じ  
21 　　る。

22 　　・ 複数の小規模事業者が参画して行う商品・サービスのデザイ  
23 　　ン改良・ブランディング支援や、生産性・供給体制の向上支  
24 　　援、展示販売会・商談会等を通じた参画事業者の販路開拓支  
25 　　援を講じる。

26 　　・ 小規模事業者の製品・商品・サービス等を商工会・商工会議  
27 　　所が発掘し、全国商工会連合会・日本商工会議所が全国的に  
28 　　展開する販路開拓イベント等への支援を講じる。

29 　　・ 地域ブランドを地域団体商標として出願するにあたっての制  
30 　　度や活用事例の説明・専門家からの助言、地域ブランドを外  
31 　　国に商標出願する際の支援等の措置を講じる。

- 1       • 企業同士や個人同士が連携し、それぞれが保有するノウハウ、経営資源を補完し合う取組を促進するため、中小企業組合制度の活用（組合の組成等）の措置を講じる。

### 5       **（重点施策 1 1）地域の生活・コミュニティの活性化**

- 6       • 「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、商店街活性化事業計画の認定や、認定事業者に対して信用保険の保証限度額の別枠化、課税の特例、都道府県又は市町村による無利子融資の措置を講じる。
- 11       • 中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、株式会社日本政策金融公庫による低利融資の措置を講じる。
- 14       • 中小企業基盤整備機構による、中心市街地活性化協議会や商店街等組織・まちづくり会社などを対象としたアドバイザー派遣や、専門家チームによるアドバイス、中心市街地活性化協議会支援センターによる協議会設立・運営に関する電話相談、情報提供、ネットワーク構築等の措置を講じる。

### 20       **（重点施策 1 2）地域課題解決の推進**

- 21       • 域内企業や自治体と連携しつつ、新たな価値創造や技術の活用等により、事業を通じて地域課題解決を図り、社会的インパクトを生み出しながら、収益を確保する「ローカル・ゼブラ企業」を創出・育成するエコシステムを確立するため、地域課題解決事業推進に向けた基本指針を普及させるための措置を講じる。
- 27       • ローカル・ゼブラ企業の事業モデルや支援手法、小規模事業者でも取り組みやすい社会的インパクトの確立・普及を図り、インパクト投融資の拡大を図るための措置を講じる。
- 30       • 関係省庁の施策とも連携しつつ、域内外企業との連携強化やローカル・ゼブラ企業の持続可能な成長モデルの構築を図

1           り、地域におけるローカル・ゼブラ企業創出・育成のエコシ  
2           ステムの定着化を図るための措置を講ずる。

#### 4. 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策

5           中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第4号の規定に基づ  
6           き、政府が以下の施策を実施することにより、支援体制の整備その  
7           他必要な措置を図る。

##### (重点施策13) 支援機関の体制・連携強化

- 10           ・ 経営指導員等の人件費や事業費の確保に努めるべく、地方交  
11           付税措置のあり方について継続的に議論を行っていく。
- 12           ・ 地方公共団体と定期的な連絡会議を開催し、商工会・商工会  
13           議所が行う経営改善普及事業（経営指導員等の人件費、商工  
14           会館の施設整備費等の事業費）や、経営発達支援計画及び事  
15           業継続力強化支援計画に基づく取組について、実態把握や情  
16           報共有等を図るなど、国と地方公共団体が緊密に連携して支  
17           援を講じる。
- 18           ・ 複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した認定経  
19           営発達支援計画及び認定事業継続力強化支援計画に基づいて  
20           実施する、広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進する  
21           ための取組への支援を講じる。
- 22           ・ 小規模事業者支援法に基づく経営指導員に対する研修・講習  
23           等の措置を講じる。
- 24           ・ 中小企業大学校において、地域の支援機関等の職員等に対  
25           し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした研修、  
26           政策課題や経営環境の変化に対応した研修を実施する等の措  
27           置を講じる。
- 28           ・ 支援人材の支援ノウハウの定着に向け、地域の支援機関等が  
29           行う経営支援に対し、中小企業基盤整備機構によるOJT支  
30           援（専門家による同行支援）を講じる。

- 1     • 商工会・商工会議所の経営支援にかかるナレッジ・ノウハウ  
2     の蓄積や、生成A Iサポート支援ツールといったデジタルツ  
3     ールの開発・活用等、支援の質向上や業務効率化の取組への  
4     支援を講じる。
- 5     • 商工会・商工会議所が実施する、小規模事業者が国の制度改  
6     正や事業環境変化に対応するための窓口相談・巡回指導、セ  
7     ミナー開催等に対応する専門家派遣や相談員の配置等の取組  
8     への支援を講じる。
- 9     • よろず支援拠点において、商工会・商工会議所等の地域の支  
10    援機関との連携強化による、中小企業・小規模事業者が抱え  
11    る様々な課題にかかる相談対応等の支援を講じる。
- 12    • 「知財経営支援ネットワーク」を構成するよろず支援拠点と  
13    工業所有権情報・研修館に設置する知財総合支援窓口等との  
14    連携を強化することにより、知的財産の活用や保護にかかる  
15    相談対応等の措置を講じる。

#### 17    **（重点施策 1 4） 国と地方公共団体との連携強化**

- 18    • 地域の実情に応じて、地方公共団体が小規模事業者の経営の  
19    改善発達を目的として実施する施策への支援を講じる。
- 20    • 商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業（経営指導員等  
21    の person 費、商工会館の施設整備費等の事業費）や、経営発達  
22    支援計画及び事業継続力強化支援計画に基づく取組に対し  
23    て、地方公共団体と定期的な連絡会議を開催し、実態把握や  
24    情報共有等を図りつつ、国と地方公共団体が緊密に連携して  
25    支援を講じる。
- 26    • 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画及び事業継続  
27    力強化支援計画の意見提出プロセスや認定プロセスにおい  
28    て、都道府県は国と緊密に連携しつつ執行に当たる。

## 1 (重点施策15) 手続きの簡素化・施策情報の提供

- 2 ・ インターネットを活用した電子的な申請手続を促進し、入力  
3 項目の自動チェックや「ワンスオンリー（一度行政に提出さ  
4 れた情報を活用することにより重複した提出を不要とす  
5 る。）」等の措置を講じる。
- 6 ・ 毎年、小規模事業者の動向及び小規模事業者の振興に関して  
7 講じた施策・講じようとする施策等を取りまとめて国会に報  
8 告・提出し、公表する。
- 9 ・ インターネット（SNSや動画サイトも含む）、マスメディ  
10 ア、地方公共団体及び様々な支援機関の広報媒体等、小規模  
11 事業者の目に留まりやすい多種多様な手法を活用した情報提  
12 供のための措置を講じる。
- 13 ・ 中小企業基盤整備機構による、中小企業ビジネス支援サイト  
14 「J-Net21」での情報発信や、支援機関に対する各種講習会の  
15 実施を通じ、政策の動向・支援施策・支援事例等の情報提供  
16 を講じる。
- 17 ・ 商工会・商工会議所が実施する、小規模事業者の事業活動に  
18 影響を与える国の制度の周知広報の取組への支援を講じる。
- 19 ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施  
20 する取組（国や支援機関等の施策に関する周知・広報等）へ  
21 の支援を講じる。

22

## 第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本法第13条第2項第3号の規定に基づき、第1章及び第2章に掲げるもののほか、「小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について、以下のとおり定める。

前述する現状認識及び基本的考え方並びに同法第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、4つの目標の実現に向け、地方公共団体、小規模事業者及び中小企業に関する団体等は、以下の責務を有し、又は努力する必要がある。

### 1. 地方公共団体の責務

地域経済・社会のあり方は、小規模事業者の経営そのものに大きな影響を与えることから、地方公共団体が主体となり、個々の事業者が策定する経営戦略と併せて、当該地域の経営戦略の策定も進めていくことが重要である。こうした観点から、小規模事業者の振興に関する施策を効果的かつ効率的に講じるためには、三位一体の改革等で目指した原点に立ち戻り、その地域の自然的経済的社会的な条件に通じている地方自治体が第一義的に施策を策定し、実施する必要がある。

また、自然災害等への対応にあたっては、災害対策基本法（昭和36年11月25日法律第223号）をはじめとする災害関連法令との関係も踏まえつつ、より現場に近い地方公共団体が中心となって進めていく必要がある。

以上を踏まえ、都道府県は、国との定期的な連絡会議を通じて事例や知見を蓄積し、地域における産業政策の主体として自走化し、独自の取組も含め、小規模事業者の振興に関する施策を積極的に講じることが求められる。

その上で、商工会・商工会議所の支援体制を強化する観点から、経営改善普及事業への支援にあたり、関係市町村とも連携しつつ、

1 商工会・商工会議所の経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に  
2 進めるとともに、その人件費や、商工会館の施設整備費等の事業費  
3 への支援を講じることが求められる。

4 また、都道府県は、複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが  
5 連携した広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための専  
6 門家派遣事業や合同セミナーの開催などの取組を進めるとともに、  
7 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画及び事業継続力強化  
8 支援計画に関し、商工会・商工会議所をとりまとめながら、地域の  
9 特性を踏まえた設計について継続的に検討を進めることが求められ  
10 る。

11 そして、自然災害等が発生した場合には、商工会・商工会議所を  
12 通じた被災事業者の被害状況の把握に努めるとともに、国と連携し  
13 つつ、災害規模に応じ、被災事業者の施設・設備の復旧の取組への  
14 支援が求められる。

## 16 **2. 小規模事業者の努力等**

17 小規模事業者の事業の拡大や持続的な発展のためには、小規模事  
18 業者自らの取組が不可欠である。その方向性としては、前述のとおり、  
19 知的財産の活用を含む経営に必要なリテラシーの向上、経営者  
20 自らの経営計画の策定、需要開拓・新事業展開、価格交渉のための  
21 競争力強化といった需要を見据えた経営力の向上や、新陳代謝の円  
22 滑化、事業継続力の強化等の経営資源の有効活用、人材の育成・確  
23 保等について、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう  
24 努める。特に、最も重要な経営資源である人材の育成・確保に向け  
25 て、魅力的な賃金水準や柔軟な働き方、やりがいや成長機会を備え  
26 た良質な雇用の提供に努める。また、経営基盤の強化に向けて、地  
27 域の小規模事業者同士が連携した営業協力や共同調達、持ち株会社  
28 化等による事務集約や戦略立案の高度化など、業種や地域の特性に  
29 応じた工夫による生産性向上も促進し、「共助」の取組の強化に努  
30 める。

1       そして、こうした取組を通じた小規模事業者の「経営の自走化」  
2       にあたっては、支援機関、特に商工会・商工会議所による手厚いサ  
3       ポートがより一層重要な役割を果たすこととなることから、商工会  
4       や商工会議所をはじめとする中小企業に関する団体は、小規模事業  
5       者の振興に主体的に取り組むよう努める。その際、人員不足や支援  
6       ノウハウ・知見の不足が顕在化している状況を踏まえ、デジタルツ  
7       ールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や  
8       業務効率化に努める。また、組合や商店街等は、小規模事業者によ  
9       る「共助」の枠組みの強化に取り組むよう努める。

10       さらに、大企業や中堅企業、金融機関、公益法人、NPO、税理  
11       士等の小規模事業者以外の者であって、その事業に関し小規模事業  
12       者と関係のある者は、国や地方公共団体が行う小規模事業者の振興  
13       に関する施策の実施について、協力するようにしなければならない  
14       い。

### 16       **3. 関係者相互の連携及び協力**

17       小規模事業者は全国津々浦々に存在しており、経営資源に乏し  
18       く、支援施策が十分に行き渡っていない状況を踏まえ、国や地方公  
19       共団体の連携のみならず、中小企業基盤整備機構や中小企業に関す  
20       る団体その他の関係者は、前述する需要を見据えた経営力の向上や  
21       経営資源の有効活用、人材の育成・確保等に関する施策の周知・広  
22       報や相談対応、支援事例・事業者に関するデータ等の共有、経営者  
23       同士が交流できる機会等の提供、セミナー等の合同開催等の支援  
24       が、あまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、そ  
25       れぞれの強みを活かしながら適切な役割分担を行い、相互に連携を  
26       図りながら協力するよう努める。その際、フリーランス等店舗を持  
27       たない事業主体に対する情報提供等にも努める。